

○ 国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務の実施について（平成 30 年 6 月 27 日保国発 0627 第 1 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務の実施について 記 1. (略) 2. 被保険者資格確認事務 (1) (略) (2) 郵送による確認事務 ① 国民健康保険加入後に事業所で勤務する場合もあることから、国民健康保険料(税)を滞納している被保険者(世帯主)宛ての督促状等の送付や<u>資格確認書の申請</u>の機会などに併せて周知用リーフレット及び確認票を同封して健康保険・厚生年金の適用の考え方を改めて情報提供し、就労している場合には、同封の確認票に記入後、市町村に返送するよう依頼する。ただし、送付物がはがき等であるために同封できない場合は、別途送付することにより行う。 (送付を行う機会の例) ・保険料(税)督促状、催告書、差押予告書 ・<u>特別療養費の支給開始の通知、特別療養費を支給する旨を記載した資格確認書の交付</u> ・<u>資格確認書の申請</u> ② (略) (3) (略) 3.・4. (略)	国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務の実施について 記 1. (略) 2. 被保険者資格確認事務 (1) (略) (2) 郵送による確認事務 ① 国民健康保険加入後に事業所で勤務する場合もあることから、国民健康保険料(税)を滞納している被保険者(世帯主)宛ての督促状等の送付や<u>短期証の交付、被保険者証更新</u>の機会などに併せて周知用リーフレット及び確認票を同封して健康保険・厚生年金の適用の考え方を改めて情報提供し、就労している場合には、同封の確認票に記入後、市町村に返送するよう依頼する。ただし、送付物がはがき等であるために同封できない場合は、別途送付することにより行う。 (送付を行う機会の例) ・保険料(税)督促状、催告書、差押予告書 ・<u>短期被保険者証、被保険者資格証の交付</u> ・<u>被保険者証の更新</u> ② (略) (3) (略) 3.・4. (略)